

# 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」の進捗

(福島復興指針:平成25年12月20日閣議決定)

平成26年3月10日(月)

原子力災害対策本部

原子力被災者生活支援チーム

## 安倍政権の福島再生への基本方針

東日本大震災からの一日も早い復興・再生を最優先、  
とりわけ原子力災害からの福島の復興・再生に向け全力を挙げて取り組む

## 福島再生に向けた政府の取組み方針

1. 避難指示の解除と帰還に向けた  
取組を拡充する

2. 新たな生活の開始に向けた取組等  
を拡充する

3. 事故収束(廃炉・汚染水対策)に万全を期す

4. 国と東京電力の役割分担を明確化する

# 1. 避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充

## (1) 田村市

避難指示の解除を本日決定

○今まで: 国と地元が協力して帰還に向けた環境を整備

### 安全・安心対策

- ・個人線量計配布
- ・健康相談会実施
- ・線量の丁寧な把握

### 賠償の追加

- ・早期帰還者賠償
- ・住宅の建替・修繕費用の賠償

### 生活環境整備

- ・共同商業施設開設
- ・常磐道へのアクセス改善
- ・夜間診療所の開設

### 除染等の取組

- ・国直轄除染実施
- ・事後モニタリングの実施
- ・除染の相談窓口を開設

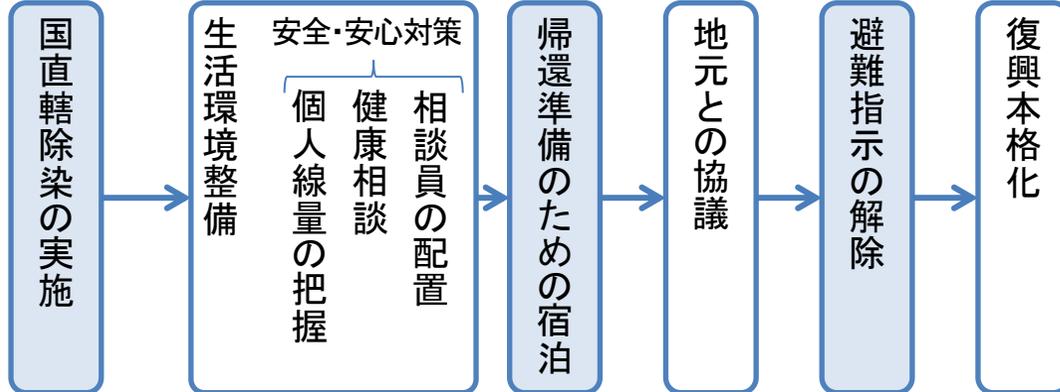
○4月1日: 避難指示解除

○今後: 避難指示解除後、復興の作業を一層本格化  
(安全安心対策、生活環境整備等に福島再生加速化交付金を活用。)

## (2) その他の市町村への展開

川内村、楡葉町: 国直轄除染の完了(25年度内)⇒解除と帰還に向けた取組を本格化

その他: 除染と並行して、帰還に向けた環境整備を実施し、地元との話し合いを本格化



## 避難指示区域の概念図

平成26年3月10日時点



※中間貯蔵施設については、昨年12月に国から県・関係町に施設受入れを要請。

その後、本年2月に福島県知事から施設の配置計画の見直しについて申入れがあり、対応を検討中。

## 2. 新たな生活の開始に向けた取組等の拡充

### (1) 新生活に必要な十分な賠償の追加

帰還困難区域等の住民の方々に対する追加賠償

- ・新生活拠点での住居取得に伴う追加賠償
- ・帰還困難区域等の精神的損害の一括賠償

賠償の追加指針を決定

(昨年12月 原子力損害賠償紛争審査会)

⇒ 東京電力による支払い手続開始 4月

✓ 精神的損害の一括賠償については支払いを開始

### (2) 町内外の復興拠点の整備

コミュニティの維持のために、町内外の復興拠点を整備

福島再生加速化交付金を創設し、生活拠点の確保を支援

⇒ 町外拠点: 復興公営住宅の全体整備計画4,890戸。  
今秋より順次入居予定。

町内拠点: 地元自治体の復興拠点構想の具体化等を支援

### (3) 地域の将来像の提示

避難指示区域全体の将来像について、中長期的かつ広域の視点で、国が地元の意見を十分踏まえつつ検討

「福島・イノベーションコースト構想研究会」の発足(1月)

(座長: 赤羽現地対策本部長)

⇒ 6月に提言をとりまとめ

(例)

- |                    |   |             |
|--------------------|---|-------------|
| ・廃炉研究施設            | } | ・国際産学連携拠点   |
| ・廃炉に必要なロボット技術の試験施設 |   | ・関連産業の集積    |
|                    |   | ・地域の再開発との連携 |

### 3. 事故収束(廃炉・汚染水対策)に関する万全な対応

#### (1) 中長期ロードマップを踏まえた**廃炉の安全かつ確実な推進**

- 使用済燃料の取出し:使用済燃料が最も多い4号機から着手。約3割終了。 ⇒ 平成26年中の完了を目指す  
3号機も使用済燃料プール内の大型瓦礫の撤去に着手。 ⇒ 平成26年6月までの完了を目指す
- 溶けた燃料の取出し:ロボットによる除染・建物内部の調査中。 ⇒ 新たなロボットの開発により、除染・調査範囲を順次拡大

#### (2) 廃炉体制の強化

- 国:原賠機構法改正案を国会提出(2月) ⇒ 法案成立後、「**原子力損害賠償・廃炉等支援機構**」発足の予定  
(通称:賠償・廃炉・汚染水センター)
- 東京電力:新・総合特別事業計画認定(1月) ⇒ 社内分社化により「**廃炉カンパニー(仮称)**」を設置予定(平成26年4月)
- 廃炉・汚染水対策福島評議会(2月):県副知事、市町村長、農協、漁協、商工会などとのコミュニケーション ⇒ 定期的に開催

#### (3) 予防的・重層的な**汚染水対策の着実な実施**

##### ① 汚染源を「**取り除く**」

###### ✓ 多核種除去設備(ALPS)

⇒ 平成26年9月以降の**能力増強(現在の約3倍に)**を行い、貯水タンク内の汚染水の早期浄化を目指す

✓ 建屋海側の**配管用地下トンネル(トレンチ)**内の高濃度汚染水を除去するための工事に着手

⇒ 平成26年度中に工事完了を目指す

##### ② 汚染源に水を「**近づけない**」

###### ✓ 凍土方式の陸側遮水壁

小規模凍土遮水壁の凍結実験に着手

⇒ 平成26年度中に大規模凍土遮水壁の凍結を開始し、約2~4ヵ月後の完成を目指す

##### ③ 汚染水を「**漏らさない**」

###### ✓ 海側遮水壁

埋め立て工事を実施中(約6割完了)

⇒ 平成26年9月の完成を目指す

✓ 平成26年7月までに**貯水タンクの増設**を加速(月1.5万m<sup>3</sup>⇒月4万m<sup>3</sup>)

⇒ 平成25年末の計画を1年前倒し、来年度中にタンク容量の倍増を目指す

## 1. 避難指示の解除と 帰還に向けた取組の拡充

- 田村市の復興の本格化
- 避難指示解除のその他市町村への横展開

## 2. 新たな生活の開始に向けた 取組等の拡充

- 追加賠償の円滑な支払
- 復興拠点の取組を支援
- イノベーションコースト構想の具体化

## 3. 事故収束(廃炉・汚染水対策)に関する万全な対応

- 中長期ロードマップを踏まえた廃炉の安全かつ確実な推進
- 原子力損害賠償・廃炉等支援機構の発足
- 東京電力「廃炉カンパニー(仮称)」の設置
- 予防的・重層的な汚染水対策の着実な実施

## 4. 国と東京電力の**役割分担の明確化**

【機構への交付国債発行限度額を5兆円から9兆円へ引き上げ(26年度政府予算案)】

【東京電力「新・総合特別事業計画」の大臣認定(1月)】

- 賠償等の着実な実施
- 除染・中間貯蔵施設事業を加速させ、国民負担を最大限抑制しつつ、電力安定供給と福島再生を両立



地元と十分に協議し、福島再生の道筋を順次具体化